

令和 8 年 2 月 2 日

帳票類（請求書・領収書等）郵送に係る発行事務手数料の新設について

平素より、公益社団法人東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部の事業運営にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

当支部では、環境保全および業務効率化の観点から、請求書・領収書等の発行は原則として電子データ（メール添付）を推奨しており、紙での郵送を希望される場合には、下記のとおり発行事務手数料を申し受けることとなりました。

皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【手数料の概要】

- 対象書類 請求書、領収書、確認印押印書類 など
- 手 数 料 1 通あたり 220 円（税込）

※ お客様のご希望により紙媒体の帳票を郵送する場合に限り適用されます。

【手数料が不要となる場合】

- 電子メールでの送付、またはご来所のうえお受け取りいただく場合
- 返信用封筒（切手貼付済）をご用意いただける場合

※ 当支部の業務上、必要に応じて発行・送付する書類（年会費請求書等）については手数料不要です。

【適用開始日】

2026（令和 8）年 4 月 1 日 ご請求分より

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》

（公社）東基連 中央労働基準協会支部  
TEL (03) 3263-5060（平日 9 時-17 時）  
H P <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>